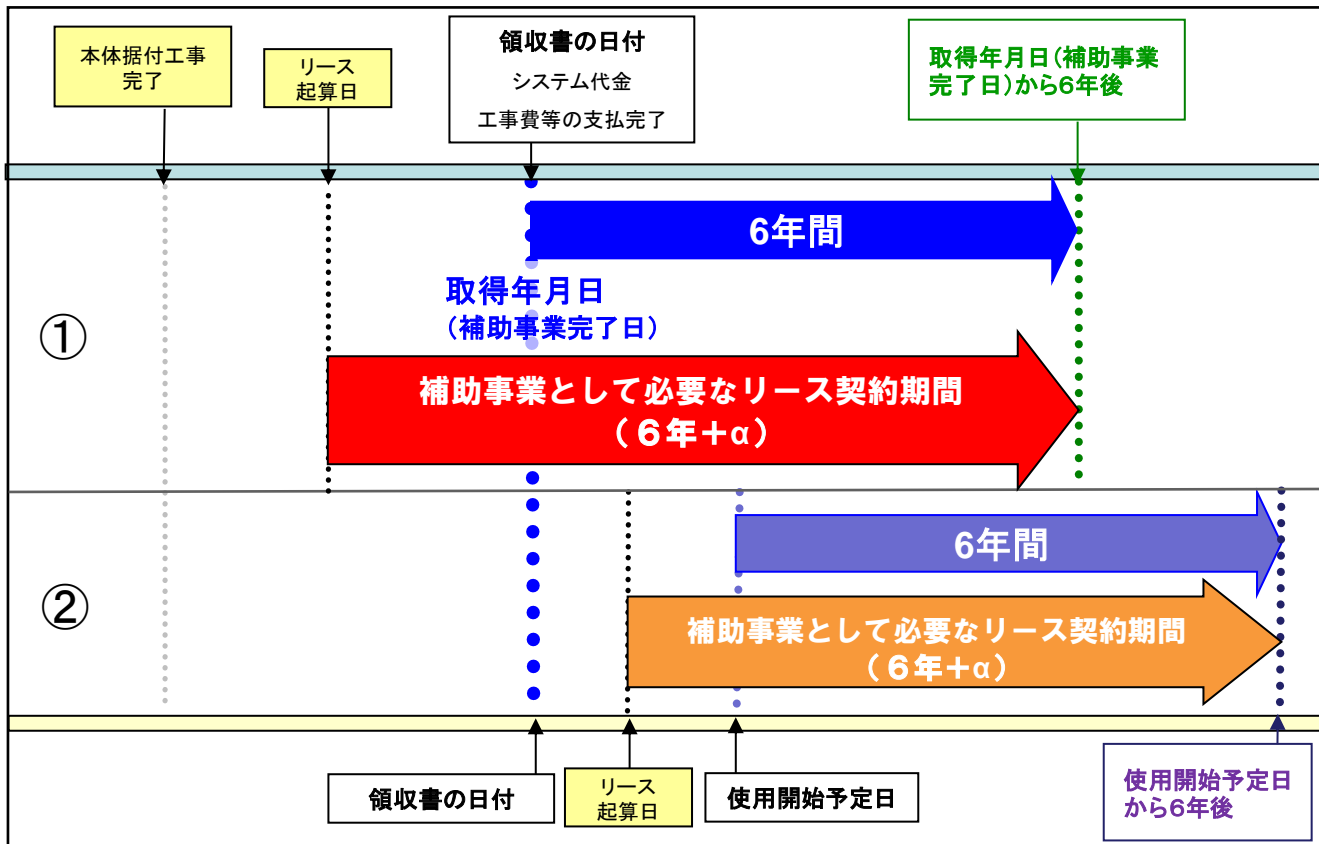


【リース契約の場合の取得年月日 及び リース契約期間について】

下記の事項を十分お読みになり、補助事業完了報告書(兼取得財産等明細表)をご記入ください。

補助事業完了報告書をご提出する際は、添付書類とともに同封の【リース料計算書兼減額証明書】の添付をお忘れなくお願い致します。



<取得年月日について>

完了報告書3/3 『7. 取得財産について』の取得年月日には、補助事業完了日をご記入下さい。

補助事業完了日は、**本体据付工事完了、領収書の日付のいずれか遅い日付**となります。

<リース契約期間について>

① 契約期間は、取得年月日(補助事業完了日)から6年以上使用することを原則として締結する必要があります。契約上のリース期間起算日(リース開始日)が取得年月日より早い場合は、**6年以上の契約が必要**となりますのでご注意ください。

② リース開始日が取得年月日より後で使用開始予定日以前の場合は、使用開始日より6年以上の 契約が必要となります。(上図参照)

<リース契約書(コピー)提出の際の注意>

完了報告書の添付書類としてご提出いただくリース契約書等のコピーでは、下記事項を確認いたします。

- 賃貸人・借入人の署名及び押印
- システム設置先住所
- 契約日
- 契約期間
- 月額リース料、賃貸料

契約書に約款等がある場合は、それらも全てご提出下さい。また、契約書はコピーをご提出下さい。